

NAO Letter

N A O 税理士法人

編集発行人 代 表 社 員 直樹

₹500-8335 岐阜市三歳町4-2-10 TEL 058 (253) 5411 (代) FAX 058 (253) 6957

つるぼ

(長月) SEPTEMBER

18日・敬老の日 23日・秋分の日

日	۰	10	24
月	۰	11	25
火	۰	12	26
水		13	27
木		14	28
金	1	15	29
±	2	16	30
日	3	17	•
月	4	18	•
火	5	19	٠
水	6	20	
木	7	21	•
金	8	22	۰
±	9	23	•

9月の税務と労務

国 税/8月分源泉所得税の納付 9月11日

国 税/7月決算法人の確定申告(法 人税・消費税等) 10月2日

国 税/1月決算法人の中間申告

10月2日

国 税/10月、1月、4月決算法人 の消費税等の中間申告(年 3回の場合) 10月2日



ワンポイント 酒類の税率見直し

10月から酒類の税率が見直されます。これは類似する酒類間の 税負担の公平性を回復することなどが目的で、令和8年10月まで 段階的に実施されます。今年10月の見直しでは、ビール系飲料(350 ml) は、ビールが6.65円引き下げられる一方、新ジャンルは9.19円 引き上げられ発泡酒と同額となります。

先 端 先 設備等導入計 設 備 等導入計 画 は 画

前

述

認定を受けた 今年4月1日 画に記 税等 に じた、 祝標準 0) 令和 5 年度の税の計画です。 の計画です。 等 つ 中小企業者 端 配載され 設備等 経 ては 軽 n 営 ました。 減 た先端設 日 強 減される 中導入計 た一 以 化 降に が設 固 税 法に 定の機 定 向 制 足資産税の課足の機械装置設備等導入計 **战備投資** 措 上 画 改 規 を は、 置 正 定され、中 が 図 で るだ を 通 を 通 れ 新

先端設備等導入計画 優遇税制

認定を受けられる中小企業者の規模

業種分類		資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他		3億円以下	300 人以下
卸売業		1億円以下	100 人以下
小売業		5千万円以下	50 人以下
サービス業		5千万円以下	100 人以下
	ゴム製品製造業	3億円以下	900 人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300 人以下
種	旅館業	5 千万円以下	200 人以下

種 合の企等 る れる中で 先端設施 は、 業者 業者が3年間 で 事 経 企 ح 業を 営強 業 断 です ŋ 主 0 備 たる事業に該当する 行っている事業者 化 小計 労 ます 等導入 定左 高から5年間等入計画は、 表参 照 0 者の複やる中 を受け 小企 間 ŀ. L を 7 の中 場 業 数小 業 小 図中

6

0) 適市画 画 等 以 を 定 期

とが 向 先端設備等とは、 上 できます。 に必要な生 産 Þ 労 販 働 売 生 活 産 動性

^四合する場合に、 E区町村の導入促 です を導 が 上 向準間 導入 Ŀ 入することを策 その先端設 させるため する設備 八促進基: 定 が 備 13 たを受け 本計在 定し 等導入計 先端設備 た計 する 画 る に

先端設備等導入計画の認定フロー



労働生産性とは *

労働生産性

営業利益+人件費+減価償却費(注1)

労働投入量(注2)

(注1)会計上の減価償却費

(注2) 労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間

受けて るため この制 が画 す 計取 は取 進 市 新たに導入する設備 本 つがろ村 促 る市 認定 得し 基本 区町 て、 ٤ 得する前 進 計 あ また、 先端 画 ょ 基 ŋ ŋ 内 0) 画 入 いるかの ´ます。 策定を され 計 村 策 計 ま 策 に た設備を対象とする計 設備等導入計 本 度 は つ 容に沿って作 X には、 を利 計 町 定と認定が必要です。 画の が策定している導入促 異 定 7 対象となる設備を設置 策 に、 村の導入促 ません。 画 なります。 L 確 の確認を行います の内容と、 また市 用する場合、 7 定 本 対象となる設備を をし 先端 計 て る導入促進 からの同 定 L $\epsilon \sqrt{}$ 画 認定を受ける計画 た先端 画は、 成 設備等導入 を設置する 区 な 7 は その 進基 その導入 する必 町 11 対にによ ところ るとこ 革 市 ため、 本計 既に . 意を まず 区 要 基 町

制 度活 用 の 流 n

品測・定 などに直 、です。 定工 建 物附足具及 父及び 接 属設備 供 いされ 検査 る、 工 具・ ソフトウェ 械 器具 装 置 備

年 内

度

٤

比

7

年

3

働

生

産

性 均

*

先端設備等導入計画

取り組みをお始し、生産が 申区 行されます。行されます。行、市区町村に計画 品みを実 生産性 村長 備等導入計 行 の向上や賃 画が認定を受け そし します。 を いから認力 て、 認定書が 認定を Ê デ

三 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画の認定を 定資産税の特例を受けることが 定資産税の特例を受けることが できます。

0 1 う 億 例 0 沿 措 置 0 人 以 下 0 'n 媏 下 適 法用 設の 個 人 対 八と従業 等導 ||人事 等入計画 ま業 主数 と 業 員数

> りません。 大企業の子会社等は対象ではあの認定を受けた者です。なお、

特例の対象となる設備は、認受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された、①160万円以上の機械装置、②30万円以上の機械装置、②30万円以上の機械装置、②30万円以上の器具備品、④金を販売活動などの用に直接生産や販売活動などの用に直接生産や販売活動などの用に直接生産や販売活動などの用に直接生産や販売活動などのおいる。

用を果たすものは除かれます。ります。また建物附属設備につります。また建物附属設備につただし対象となる設備は、市ただし対象となる設備は、市

れます。
準が3年間、2分の1に軽減さ準が3年間、2分の1に軽減さ要件を満たした場合、対象と

を受けた場合は、企置付けて従業員にならに、賃上げた い月 て31 て ては5年間、②令和7 日 「までに 間、 ž 取 得 ま **税標準** した設備 ① 令 方方針 和明を が 計 3 13 つ 分 画 認に のい月つ

数値が把握できたし1事業年度 とができます。とができます。 できる場 数値が把足 だし1事業年度の実績がない場を受けることができません。た間もない企業については、認定 する必 定 が現 あ状 ります 生 値 る さ、現状値を算出生産性を構成する と目 認定を受けるこ の標 を 創 把 労 業握

置は令和 現に向け、 たも 画 0) が 疋を受け、設備な 和5年3月31日な りた固定資産税の 元で創設 今回創 対象です。 ります。 ij なす。生産は それぞれば 設され、 た固定資 性は、 設さ 平成 度 30 固 を取 得

注意点四の一個定資産税の特例措置の

た場 既は存ん ŋ の固 「たらないことから、 『合も、原則として「F か設象 設 定 せ 備 資 は備に K 0) 産 は修 税 ie に が の 特例 措置 資本的 なりませ ただ資本 つて「取得 支出を行 文出を行ってん。またで行う場合 的 対象に 支出

できます。特例措置の適用を受けることが取得したと認められる場合には、内容が、実質的に新たな資産を

業者の経理方法によります。減価償却資産として計上される減価償却資産として計上される する附 ては、 より できます。 って使用するような場合には、 ごとに判定します。ただし、個々単位として取り引きされる単位取得価額については、通常一 付や 、東京都特別区の場合は東京 りの取附 機械 費 引 べなどそ 取備 、設備を設置する市区町村ます。個々のケースについ取得価額を判定することが 設備を設置 属機器で本体と一体とな装置の本体と同時に設置 属 運 0) 機器を含めたところに 賃取 産として計上される 0) な得 設備 0) ※を事業 付は、 供 入 など、 介用す 対 事費 据

資産税 員産税の特例措置を同じ償却資産で? できませ 確認をしてください 7 却資産で2以 った税制 λ で きます。 が 特 を受けること 措 別 償 置 上 と 却 0) P 固 は 税 定

短期損害保険料を分割で 支払った場合

法人が、短期の損害保険契約に係る保険 料を分割で支払った場合、契約日の属する 事業年度において、保険料の全額を損金に 計上することはできるのでしょうか。

この場合、保険料の全額を契約日の属す る事業年度において損金に計上することは できません。損害保険契約にあってはその 契約を締結しただけでは債務が確定したと いうことはできず、保険期間の経過に従っ て債務が確定すると考えられているからで す。

また、法人が前払費用の額で、その支払 った日から1年以内に提供を受ける役務に 係るものを支払った場合において、その支 払った額に相当する金額を継続してその支 払った日の属する事業年度の損金の額に算 入しているときは、その支払時点で損金の 額に算入することが認められます。しかし、

この取扱いは、その事業年度に支出した費 用のうちまだ役務の提供を受けていない部 分についての取扱いを定めたものであり、 その事業年度に支出していない費用のうち まだ役務の提供を受けていない部分の金額 の損金計上まで認める趣旨ではないと考え られています。

なお、その事業年度に支払った1回分の 保険料については、継続適用を要件として、 次の方法のうちいずれかを採用することが できます (例参照)。

- 例 7月決算法人が、7月20日に保険期間 7月20日~翌年7月19日までの損害保 険契約を締結し、保険料を10回の分割 払いとし、契約日(7月20日)に第1回 分としてその10分の1を支払った場合
 - ① 保険料の全額を保険期間の日数 (365日)で按分し、その事業年度に 含まれる日数分(12日分)を損金に算 入する方法。残額は前払費用として計 上します。
 - ② 第1回分を全て損金に算入する方法。

あ

取扱いた ことは 消費者 取引 | 課税資産の譲 取 価 できませ 額価 取りした場合の が所有する自動 を の **い額は、譲渡の譲渡** 控除 て た金 課税資 下)消費税(取 額 渡等 価 車を30万 1) かりを伴 額 とする から \mathcal{O} 扙

の 自 動車を販売するときに、 'す。消費者に100万弊社は自動車販売業者

引が同 価お譲 することは それぞれ別個の 譲渡等と課 から30万円を控除したご質問の場合は、1 るよび課税仕で 一般渡等の対価の に 30 脱資産の譲渡等の 万円 時に行われていますの としてそ できず、 仕入れ 取引となり した70万円を に係る支払対(100万円 課税 対価 れぞれ計 資産 万円を っます。

の

課か

延長特例法人に係る 無申告加算税

確定申告書の提出期限の延長の特例の適 用を受ける法人が、見込納付を行った上で 期限後申告をした場合の無申告加算税の取 扱いを確認します。

無申告加算税は、期限内申告を担保とす るためのペナルティであり、申告の懈怠に 着目して課されるものであって、その計算 の基礎は「納付すべき税額」と規定されて います。

したがって、仮に期限内に見込納付した 税額があったとしても、無申告加算税の計 算上は関係なく、「期限後申告書に納付す べきものとして記載された税額」が、無申 告加算税の基礎となります。

なお、見込納付額は、期限内に適法に納 付された税として法的位置づけがされてい ますが、この法的位置づけは、申告期限徒 過の時点で解消され、単に誤納額となるに すぎません。